

茅野市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月31日

茅野市長 今井 敦

茅野市規則第28号

茅野市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

茅野市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年茅野市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中

「

2 裁判員、証人、鑑定人又は参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会又は他の官公署への出頭	上に同じ。
---	-------

」

を

「

2 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又は他の官公署への出頭	上に同じ。
--	-------

」

に改める。

第9条の2第1項の表中

「

(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
---	------------

」

を

「

(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
--	------------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。